者共皆右の宋葉にて無之候。 にても候や不詳。只今御國に有之富田一家、 富田一家の

麥木左兵

葉一圓不傳承候。 子孫有無不知候。 元和以來の士帳にも妻木氏無之候。 末

に付被上候。自慶長十九年甲寅、至今故享保十三年戊甲、 右四十員の子孫有無之儀、有澤武貞考定之。去年十月御聲 凡百十五年の間にして存亡如此。

、鳩巢先生致仕願につき來書(一)

候て、上の御爲にも罷成儀に候へば、地に倒れ申迄も相勤 発可被成とな候。 只今命下るを相待ち飛在候。 勿論私相勤 夫故先日役儀斷り申上、御赦免被遊候樣に率願候。定て御赦 老夫手痛今以て爾々無之致難儀候。當月中旬より引臨罷在先生業費 御役料を徒に食申事も安心不仕候。當年七十一に罷成候へ 可申候得共、只今何の役にも立不申候て ぶらし 候。其上呼吸短促、御城內步行仕候にも息切れ致難懹候。 ば致仕の節と存候。御仁恩を以て御発許被下候はゞ、 候て餘命を遺編に付し、死を相待申覺悟に候。親戚を始め今 \ 仕罷在、 引箍

> 候はでは決し不申候。不學の人と難申談候故、被仰出無之 に候故申進候以上。第四十三日。 内は當地にても誰にも不申聞候得共、 少し勤候様にと達て申候得共、 去就の儀はとかく獨斷不仕 貴様御雙公へは格別

一、鳩巣先生致仕願につき來書(二)

仕旨被聞召候。向後御番相勤申に及不申候間、 衆大久保伊勢守殿を以て被仰渡候は、私事年罷寄勤方難儀 側衆被申聞候故、先づ奉畏旨御誷申上候所に、此廿一日御側 **偽無之候。以御慈悲役儀御赦免被遊被下候様に奉願旨申入** 足しびれ痛み、第一呼吸短促、御城內往來仕候にも息切れ難 **重疊難有仕合奉存候。** 以て申達候趣、私儀先年西丸奥儒者に被仰付、御役料拜領 **儀、先づ經御內意、其上にて表向より申上候。 其故先頃中嶋** 拙者役儀斷の儀前書に有増申進候。四年二月廿七日來告の內 分御勝手次第に可罷出候。朔望にも天氣惡敷時分は、 候所、十日程過候で、思召も有之候間、先づ願指止可申旨御 **儀仕候。其に付御役儀御斷申上度奉存候。此段日本神以て** 備前守·藪主計頭拙者共此衆の支配に候故、右兩人へ鸖付を 然所に一兩年別て老衰仕り、 奥詰の面々は惣て願 氣分も宜時 共上手

御斷申上候へば、 享保十三年二月十四日東都青山邊大火。此時米倉靱負(以下 此通りに候へば緩々保養可仕と、先々致安堵候。以上。 の儀故御優恩にて、如此被仰出候事別て感戯仕事に御座候。 存候所、不存寄結構被仰出難有仕合に奉存候。上にも老人 に不及候旨被仰出候。拙者事酉丸へ御附被遊、間も無之役儀 米倉靱負家來飯島喜太夫の自害 如何願の通り早速御赦免被遊候儀難叶奉

米倉靱負家來

岛客 太夫

御披露可被下候。奉願候。 去十四日宵山出火の趣、 上相違主人迷惑仕候。依之主人申分のため切腹仕候。明日 主人靱負へ卒爾成儀爲申聞、 以上。 掛

二月十九日

右遺醬の末に老母方へ、

右の通り加藤彌次郎門前にて致自殺候。 上候に付、 **容毎に花を見捨る雁がねも時と知なば名碊をしまじ** 彌次郎より此趣申

一、成田明遠の辟世

予學友成田明遠稱字兵衛。享保十二年丁未七月朔日病死し ね。 臨終の前群世の和歌を詠ず。 如左。

今更に何かをしまん誰とても限りありける命とおもへば **蒋天は命あり。いかんともすべきにあらす。** 所にして、短命をねがふべからさるは更也。 筆にまかせてゆかりの人に残し置ける。 十七にして世を辭せんとす。歌の道はもとよりしらねど、 けれと云ひしは、佛者の眼よりこそ。霽は人のたつとぶ 人は四十にたらぬ程にて死したらんこそ、 鳩巣先生へ皷主計頭の挨拶 めやすかるべ われ今年三 しかれども

之時分謝辭申入候所に、此上は隨分保養候て長命に可罷在 て御座候。餘程器量有之人と相見え申候。此度私優恩の命有 て候。其嫡流は細川越中守家に罷在候。 勘兵衞と同敷山中城を乘取申候。中村式部攻口にての儀に 計頭者其先祖茲內匠と申候て、秀吉相州北條陣の時分、渡邊 拙者只今奥にての支配、中島備前守・藪主計頭兩人に候。主 候。御用有之段に候へば、 **其元への御用は大切の事に候旨** 右主計頭は支流に